

# 月刊 建設

2022  
Vol.66 10

特集 公共工事の品質確保に向けた取組み  
～担い手確保の推進に向けて～



万代島にぎわい空間創造事業(新潟県新潟市)

一般社団法人 全日本建設技術協会  
Japan Construction Engineers' Association

## EU離脱後の英国の公共調達改革



きのした せいや  
木下 誠也\*

2022年9月、英国首相の座はジョンソン氏からトラス氏に引き継がれました。ジョンソン氏が首相に就任して以来進めてきたインフラ政策、特に公共調達改革の動きは、今後どのように展開するのでしょうか。

ジョンソン氏は、2020年11月にインフラの質を抜本的に改革する**国家インフラ戦略** (National Infrastructure Strategy) を発表し、道路、鉄道、通信網、治水、海岸保全等のインフラ投資の大幅増額とともに、公共調達抜本改革の方針を打ち出しました。これに続いて、政府は、公共調達を通じて建設産業の近代化を推し進める方策を示すべく、**建設プレイブック** (Construction Playbook) を2020年12月に発表し、同時に**Green Paper** (英国政府が国会審議用に作成する政策提案書) として**公共調達を変革する** (Transforming public procurement) を発表しました。

英国は、2020年2月からEUを離脱し、移行期間を経て2021年1月1日からEU公共調達指令等のEU法が英国に適用されなくなるのを機に、独自の公共調達制度を定めようとしています。受発注者双方の負担を最小化して、費用に

対して得られる価値 (value for money) と社会的価値を最大化し、イノベーションを引き起こそうとするものです。発注者の裁量を拡大して単純かつ弾力的で透明性の高い入札契約手続きに統合するのがポイントです。わが国では、入札契約手続きが煩雑化して受発注者双方の重荷になっており、一方でイノベーションが起こりにくい状況が続いておりますが、こういった状況を脱却するために、英国の動きは大いに参考になると思います。

**Green Paper**は公開され、2021年3月10日まで広く一般の意見が求められ、2021年12月には、**公共調達を変革する：意見に対する政府の対応** (Transforming Public Procurement: Government response to consultation) がとりまとめられました。これによると、提案に対し多くの人々から賛同が得られたとのこと。これを受けて、英国政府は、2022年5月11日に新たな調達法案を正式に貴族院に提出しました。これまで公共調達方式の分類は、EU公共調達指令に沿って、

- i) **公開方式** (Open procedure)
- ii) **制限方式** (Restricted procedure)

\*日本大学 危機管理学部 教授

- iii) 交渉付競争方式 (Competitive procedure with negotiation)
- iv) 競争的対話方式 (Competitive dialogue)
- v) イノベーションパートナーシップ (Innovation partnership)
- vi) 非公開交渉方式 (Negotiated procedure without prior publication)
- vii) 設計コンペ (Design contests)

の7種類でしたが、法案では、

- ①公開方式 (Open procedures)
- ②他の競争入札方式 (other competitive tendering procedure)

③直接契約方式 (direct award procedure) の3つに集約するとしています。①は、これまでも用いられている方式です。②は、**Green Paper**では**弾力的競争方式** (competitive flexible procedure) と呼んでおり、透明性や公平性を確保しつつ、落札基準、時期、技術仕様等を発注者の裁量で定めることによって、交渉を促しイノベーションを生み出そうとするものです。

③は、**Green Paper**では**限定入札方式** (Limited tendering procedure) と呼んでおり、vi) **非公開交渉方式**に類似する方式です。例外的に特に緊急な調達が必要な場合に用いられます。

さらに、この法案では、落札基準について、これまでの**MEAT** (Most Economically Advantageous Tender) を**MAT** (Most Advantageous Tender) に改めるとのことです。**MEAT**は、価格だけでなく品質その他を含めて最も経済的に有利な入札を落札とするものです。わが国の総合評価落札方式と類似の方式です。**MAT**は、単に経済

面を考慮するのでなく、より幅広い政策目的(環境や社会面)を考慮しようというものです。気候変動対策、感染症対策、福祉といった広範な社会的価値の評価基準が含まれる可能性があります。現在の**MEAT**でもある程度含めているこれらの要素をどの程度拡大するかが注目されます。

また、この法案は、**フレームワーク方式** (発注者が一定の年数内に予定される複数の契約について1ないし複数の企業と価格付けや予定数量などの条件をあらかじめ合意する方式) を拡充しようとしています。この方式は、早い段階で優良な企業を確実に確保できることから、発注者にとって便利な方式として重宝されています。わが国でも類似の方式を2019年度以降、国土交通省関東地方整備局等で試行的に導入しています。

英国では、この法案が議会で審議され条文の修正が行われつつあるので、最終形がどうなるのかまだわかりません。両院を通過するには数か月かかる可能性が高く、関連法案が議会を通過するにはさらに9か月程度かかると考えられています。新法成立後、施行までに6か月の準備期間が必要とされていることから、新しい公共調達法が施行されるのは、早くて2023年と考えられています。トラス政権のもとで英国がどのような公共調達制度を構築するのか注目したいと思います。